

## 高知大学環境保全委員会規則

平成 16 年 4 月 1 日  
規 則 第 356 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号

### (設置)

第 1 条 高知大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人高知大学組織規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、高知大学環境保全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第 2 条 本学の教育・研究等を行うための適正な環境を保持するとともに、教育・研究活動等により発生する環境汚染等の未然防止、職員、学生等の高知大学キャンパスにおける生活環境の安全確保及び省エネルギー対策その他の環境保全に係る具体的方策について企画、立案及び審議決定するものとする。

### (審議事項)

第 3 条 委員会は、次の事項について審議決定を行うものとする。

- (1) 学内の環境の保全に関すること。
- (2) 学内の交通安全及び交通規制に関すること。
- (3) 施設の維持運営に関すること。
- (4) 防災及び防火対策に関すること。
- (5) 実験廃棄物の処理に関すること。
- (6) 省エネルギー対策に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

### (組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（財務・労務管理担当）
- (2) 各学部から選出された教員 各 1 人
- (3) 医学部附属病院から選出された教員 1 人
- (4) センター連絡調整会議から選出された教員 1 人
- (5) 事務局長
- (6) 事務局職員 2 人
- (7) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただ

し、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(招集)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、特定の事項を協議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(幹事)

第9条 委員会の運営を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、施設企画課長をもって充てる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 12 月 14 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 5 日規則第 15 号）

この規則は、平成 18 年 7 月 5 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 12 月 10 日規則第 46 号）

この規則は、平成 20 年 12 月 10 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 112 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 23 日規則第 59 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 118 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 98 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。